

高砂市国民健康保険第2期データヘルス計画
及び第3期特定健康診査等実施計画
《平成30（2018）～35（2023）年度》



平成30年3月
高砂市

目次

第1章 計画の基本的な考え方

- 1節 計画策定の趣旨 1
- 2節 計画の位置づけ 1

第2章 本市の現状と課題

- 1節 本市の現状 3
- 2節 本市の課題 16

第3章 第2期データヘルス計画

- 1節 第1期データヘルス計画における重点的取り組み事業の検証 17
- 2節 課題の明確化と取り組みの方向性 22
- 3節 実施する保健事業 23

第4章 第3期特定健康診査等実施計画

- 1節 特定健康診査及び特定保健指導等の実施方法に関する基本的な事項 25
- 2節 特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率の目標 26
- 3節 特定健康診査対象者及び受診者の推計 26
- 4節 特定保健指導対象者及び実施者の推計 30
- 5節 実施方法 30
- 6節 実施スケジュール 36

第5章 個人情報の保護

- 1節 特定健康診査等のデータの管理及び保存について 37
- 2節 事業主健診等他の健診データの受領について 37

第6章 計画の公表・周知、評価

- 1節 計画の公表・周知 37
- 2節 計画の評価 37
- 3節 計画の見直し 37

第1章 計画の基本的な考え方

1節 計画策定の趣旨

わが国では、「国民皆保険制度」のもと、高い保健医療水準の獲得や平均寿命を延伸させてきました。しかし、少子高齢化の急速な進行、経済の低成長への移行、国民生活や意識の変化、医療の高度化等、大きな変化に直面しており、医療制度を今後も維持していくために、各保険者の医療費適正化への取り組みがますます重要となっています。

こうした状況の中で、高砂市（以下「本市」という。）では、平成25年に「第2期特定健康診査等実施計画」を策定し、計画に基づいた保健事業に取り組んできました。

一方、平成25年に閣議決定された「日本再興戦略」にある「国民の健康寿命の延伸」を受けて、保険者は「保健事業実施計画（データヘルス計画）」の策定と、それに基づく保健事業の実施及び評価が求められており、本市においても平成27年度に策定した「第1期データヘルス計画」に基づき、健康・医療情報等のデータ分析に即した被保険者の健康保持増進と医療費適正化を目標に掲げ、保健事業に取り組んできました。

このたび、「第2期特定健康診査等実施計画」及び「第1期データヘルス計画」の両計画の計画期間が終了することから、平成30年度から平成35年度までの6年間を共通の計画期間として、両計画の整合性を図り、「高砂市国民健康保険第2期データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画」（以下「本計画」という。）として一体的に策定することとしました。

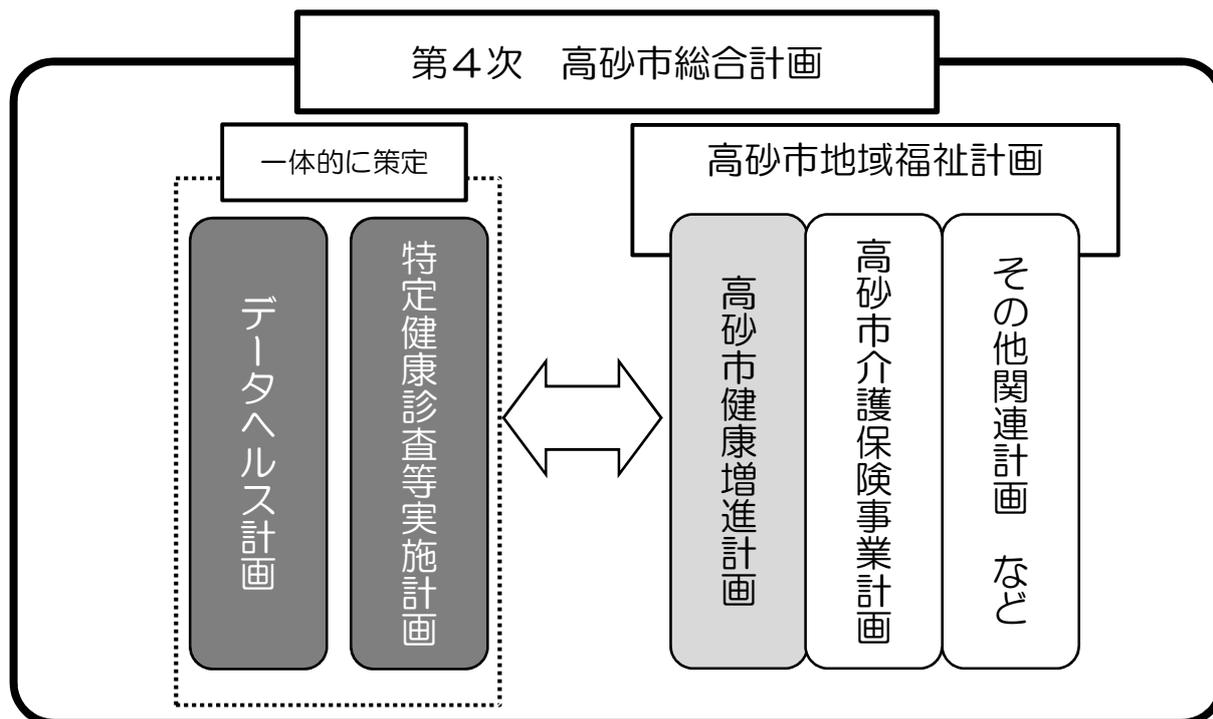
策定に当たっては、特定健康診査結果やレセプトデータ等の健康・医療情報を分析し、被保険者の健康課題を明らかにした上で、効果的かつ効率的な保健事業を実施し、被保険者の健康増進を目指すこととします。

2節 計画の位置づけ

1. 他の計画との関係

本計画の関連計画である「第2次高砂市健康増進計画」では、「誰もが楽しくいきいきと暮らせるまち たかさご」を基本理念として掲げ、「健康寿命の延伸」と「ライフステージに応じた健康づくり」を基本目標としています。定期的に健康診査や各種がん検診等を受診することで、自分の身体の状態を知り生活習慣病等にならないよう、住民と一体的に健康管理に取り組むことを明記しており、そうした関連計画との整合性を図り、国民健康保険被保険者の健康増進につなげていきます。

■他の計画との位置づけ



2. 計画の期間

「特定健康診査等実施計画」は、「高齢者の医療の確保に関する法律」の規定に基づき策定しており、第 19 条において実施計画を定めるものとされており、「医療費適正化計画」が 6 年 1 期に見直されたことを踏まえ、「特定健康診査等実施計画」は第 3 期から 6 年を 1 期として策定することとされています。

「データヘルス計画」は「国民健康保険法第 82 条第 5 項に基づく保健事業の実施等に関する指針」に基づき策定しており、「特定健康診査等実施計画」同様、「医療費適正化計画」や医療計画等が 6 年 1 期に見直されたことから、これらと整合性を図る観点から、6 年を 1 期として「特定健康診査等実施計画」と一体的に策定しました。

■計画の期間

									年度	
平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31	平成 32	平成 33	平成 34	平成 35	平成 36	
2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	
	第 1 期データヘルス計画 (平成 28～29 年度)		高砂市国民健康保険 第 2 期データヘルス計画 及び第 3 期特定健康診査等実施計画 平成 30～35 年度 (2018～2023 年度)							
第 2 期特定健康診査等 実施計画 (平成 25～29 年度)										

第2章 本市の現状と課題

1節 本市の現状

1. 人口構成と国保加入率

本市の人口構成は、いわゆる団塊の世代が高齢者となり、前期高齢者（65～74歳）は15.1%、後期高齢者（75歳以上）は12.2%となっています。国や県と比較して、高い高齢化率となっています。また、団塊のジュニア世代も40歳代となり、特定健康診査及び特定保健指導の対象となる年齢層が最も多くなる時期となっています。

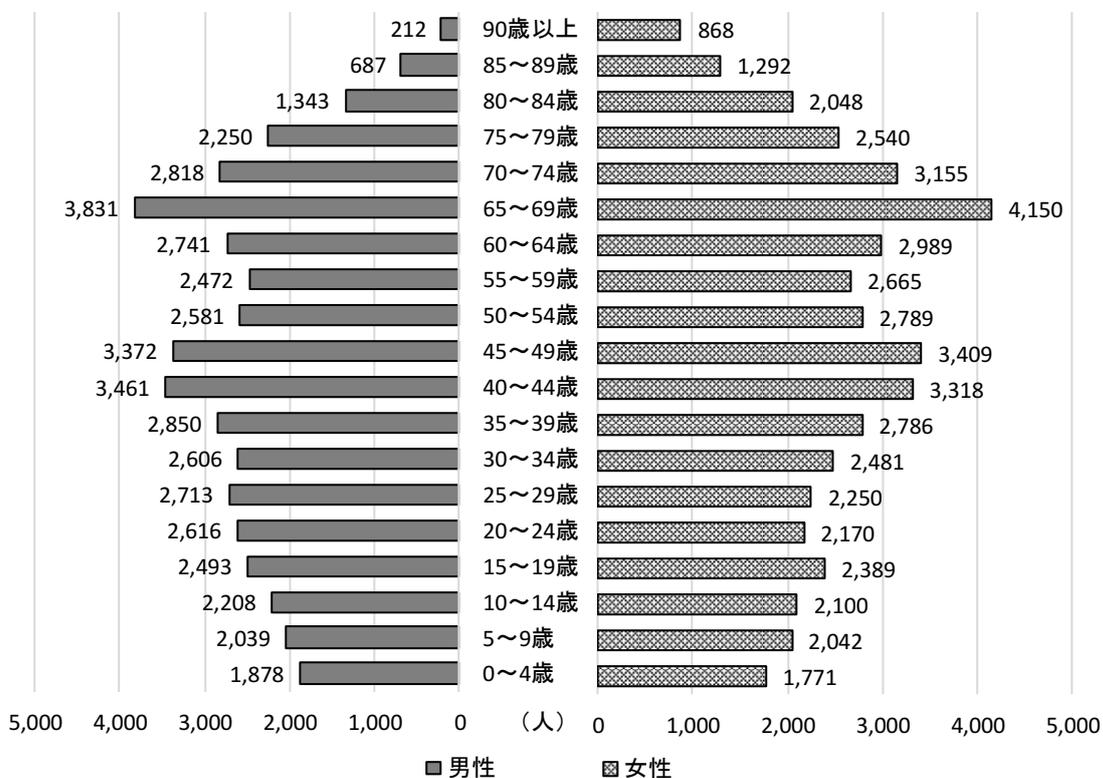
国保加入率は、国や県よりも高く、24.8%となっています。年代別にみると、「65～74歳」で47.3%、「40～64歳」で30.2%、「39歳以下」で22.5%となっています。

■平成29年の高砂市の人口構成

		高砂市		兵庫県		国		
		実数	割合	実数	割合	実数	割合	
人口構成	総人口(人)	92,383		5,606,545		127,907,086		
	実数:人	75歳以上	11,240	12.2	730,715	13.0	16,768,343	13.1
	割合:%	65～74歳	13,954	15.1	783,603	14.0	17,504,640	13.7
		40～64歳	29,797	32.3	1,879,432	33.5	42,804,573	33.5
		39歳以下	37,392	40.5	2,212,760	39.5	50,829,458	39.7

資料：高砂市：平成29年5月住民基本台帳、兵庫県、国：平成29年3月住民基本台帳
※兵庫県、国の総人口には年齢不詳を含む

■平成29年5月末の高砂市の5歳人口構成



資料：高砂市：平成29年5月住民基本台帳

■被保険者の構成

		高砂市		兵庫県		国	
		実数	割合	実数	割合	実数	割合
被保険者 構成	被保険者数(人)	22,896		1,312,259		31,258,338	
	65～74歳	10,829	47.3	563,351	42.9	12,663,619	40.5
	40～64歳	6,910	30.2	423,653	32.3	10,460,183	33.5
	39歳以下	5,157	22.5	325,255	24.8	8,134,536	26.0
加入率(%)		24.8		23.4		24.4	

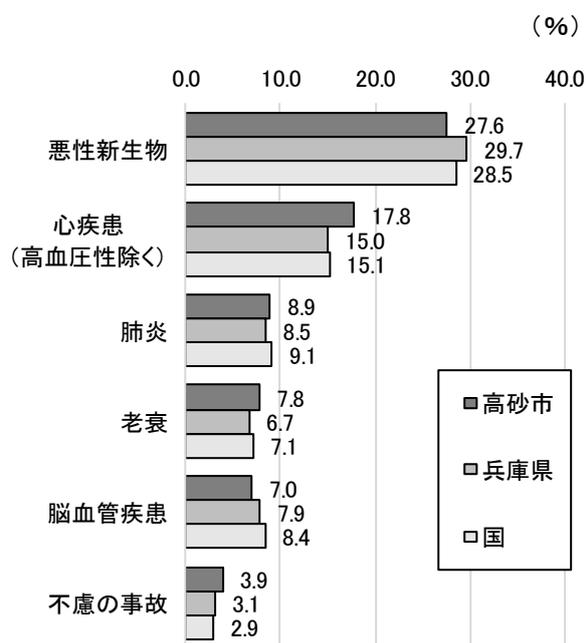
資料：高砂市：高砂市（平成 28 年度）、兵庫県、国：国民健康保険実態調査（平成 28 年度）

2. 死因の状況

主な死因は、「悪性新生物」27.6%、「心疾患（高血圧性除く）」が17.8%、「肺炎」が8.9%となっています。国や県と比較すると、「悪性新生物」は国や県よりもわずかに低く、県比較では2.1ポイント、国比較では0.9ポイント低くなっています。「心疾患（高血圧性除く）」では、国や県よりも高く、県比較で2.8ポイント、国比較で2.7ポイント高くなっています。

主な死因について経年でみると、上位は男女ともに「悪性新生物」「心疾患」となっています。一方、女性の死因のうちの「老衰」は、3位から5位で推移しており、男性の死因の「老衰」と比較しても件数が多くなっています。

■主な死因についての国・県比較



■本市における死因上位 10 件

高砂市			
順位	死因	件数(件)	割合(%)
1	悪性新生物	241	27.6
2	心疾患(高血圧性除く)	155	17.8
3	肺炎	78	8.9
4	老衰	68	7.8
5	脳血管疾患	61	7.0
6	不慮の事故	34	3.9
7	糖尿病	19	2.2
8	慢性閉塞性肺疾患	17	1.9
9	肝疾患	15	1.7
10	腎不全	14	1.6

資料：人口動態調査（平成 28 年度）

※上位 5 項目を塗りつぶし

■本市の男女別主な死因経年比較

単位：件

	総数				男性				女性			
	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年
死亡総数(件)	885	893	910	872	464	461	491	451	421	432	419	421
結核	0	5	1	1	0	4	0	1	0	1	1	0
悪性新生物	253	248	269	241	159	153	165	147	94	95	104	94
糖尿病	13	14	12	19	6	3	8	9	7	11	4	10
高血圧性疾患	6	4	5	5	1	1	2	1	5	3	3	4
心疾患	128	138	137	155	54	66	66	68	74	72	71	87
脳血管疾患	82	77	74	61	34	42	38	33	48	35	36	28
大動脈瘤及び解離	14	10	10	12	4	5	5	7	10	5	5	5
肺炎	97	91	106	78	57	52	56	36	40	39	50	42
慢性閉塞性肺疾患	15	9	4	17	12	6	4	14	3	3	0	3
喘息	2	1	0	1	1	0	0	0	1	1	0	1
肝疾患	15	18	16	15	11	13	11	11	4	5	5	4
腎不全	19	18	19	14	8	8	13	7	11	10	6	7
老衰	34	54	49	68	9	10	11	20	25	44	38	48
不慮の事故	26	28	28	34	14	19	11	16	12	9	17	18
自殺	14	18	10	14	12	9	8	10	2	9	2	4

資料：人口動態調査

主な死因で最も多い「悪性新生物」のうち、悪性新生物による死亡件数に対する死亡割合の高いものについてみると、「胃」と「気管、気管支及び肺」「大腸の悪性新生物」が上位となっています。

特に女性では「大腸の悪性新生物」のうち、「直腸S状結腸移行部」の割合は低いものの「結腸の悪性新生物」が高くなっています。また、平成26年に「乳房の悪性新生物」が2番目に高くなっています。

■悪性新生物による死亡割合の内訳

単位：件・%

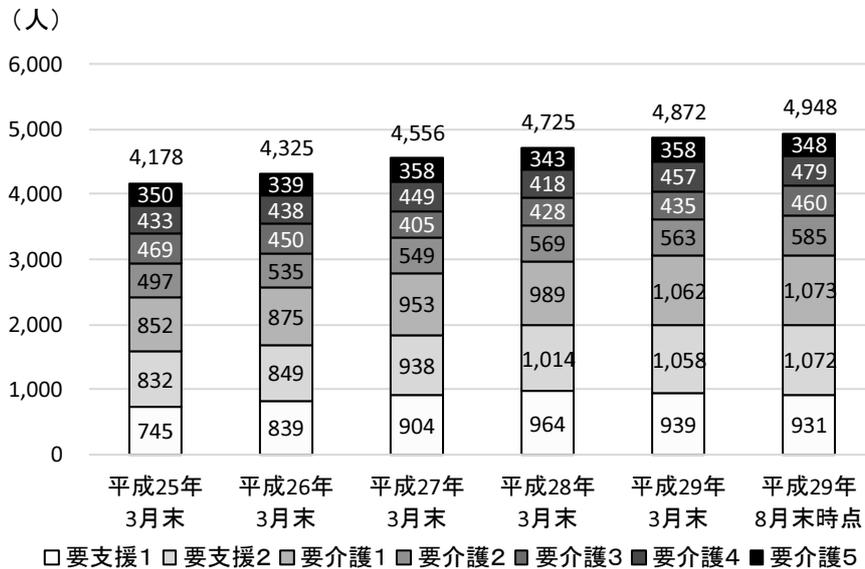
	総数				男性				女性			
	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年
悪性新生物による死亡件数(件)	885	893	910	872	464	461	491	451	421	432	419	421
食道の悪性新生物	4.7	3.2	3.3	2.9	5.7	3.9	4.2	4.1	3.2	2.1	1.9	1.1
胃の悪性新生物	13.8	10.5	11.2	14.5	14.5	9.2	13.9	17.7	12.8	12.6	6.7	9.6
結腸の悪性新生物★	8.7	7.7	5.9	10.0	6.9	5.2	7.3	5.4	11.7	11.6	3.8	17.0
直腸S状結腸移行部★	2.4	7.7	5.9	3.7	3.8	8.5	5.5	3.4	0.0	6.3	6.7	4.3
肝及び肝内胆管	7.1	7.3	5.6	10.0	9.4	7.8	6.7	13.6	3.2	6.3	3.8	4.3
胆のう及び他の胆道	3.2	2.8	4.8	4.6	1.3	3.3	4.2	3.4	6.4	2.1	5.8	6.4
脾の悪性新生物	8.7	8.1	10.8	7.1	7.5	7.2	7.9	5.4	10.6	9.5	15.4	9.6
気管、気管支及び肺	22.1	22.6	26.0	23.7	28.3	28.8	33.3	24.5	11.7	12.6	14.4	22.3
乳房の悪性新生物	2.8	5.2	3.0	2.1	0.0	0.0	0.0	0.0	7.4	13.7	7.7	5.3
子宮の悪性新生物	1.2	1.2	1.5	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	3.2	3.2	3.8	2.1
白血病	2.8	1.6	3.0	1.2	1.3	1.3	2.4	2.0	5.3	2.1	3.8	0.0
大腸の悪性新生物(★の合計)	11.1	15.3	11.9	13.7	10.7	13.7	12.7	8.8	11.7	17.9	10.6	21.3

資料：人口動態調査

3. 介護の状況

(1) 要介護認定者数と要介護認定率

要介護認定者は増加を続けており、平成25年3月末の4,178人から、平成29年8月末時点の4,948人と770人増加しています。認定率は、全国よりも高い水準となっていますが、概ね県の認定率と同水準となっています。



■ 要介護認定率

		平成25年 3月末	平成26年 3月末	平成27年 3月末	平成28年 3月末	平成29年 3月末	平成29年 8月末時点
認定率 (%)	高砂市	18.9	18.7	19.0	19.2	19.3	19.5
	兵庫県	18.6	18.6	18.8	18.9	19.1	19.2
	国	17.6	17.8	17.9	17.9	18.0	18.1

資料：地域包括ケア「見える化」システム

(2) 介護費用額

介護費用額は、要介護認定者の増加に伴って高くなっています。第1号被保険者1人1月当たり費用額は県や国よりも低い水準となっています。

■ 介護費用額と第1号被保険者1人1月当たり費用額

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (平成29年2月 提供分まで)	平成29年度 (平成29年6月 提供分まで)
費用額(円)	5,940,559,045	6,192,873,412	6,240,415,139	6,412,680,914	2,219,598,795
在宅サービス	3,574,764,133	3,736,659,937	3,759,143,583	3,833,502,153	1,320,101,418
居住系サービス	360,199,162	384,244,128	445,843,703	467,173,574	176,786,657
施設サービス	2,005,595,750	2,071,969,347	2,035,427,853	2,112,005,187	722,710,720
第1号被保険者1人1月 当たり費用額(円)					
高砂市	20,842.0	20,947.0	20,547.3	20,699.2	21,430.2
兵庫県	22,111.2	22,388.7	22,432.8	22,792.1	23,316.5
国	22,531.8	22,878.0	22,926.6	23,007.9	23,494.6

資料：地域包括ケア「見える化」システム

4. 平均寿命と平均余命

本市の男性の平均寿命は80.21年で、65歳からの平均余命は18.58年、女性の平均寿命は86.03年で、65歳からの平均余命は23.47年となっています。県と比較すると、男女ともに平均寿命、65歳平均余命のいずれも短くなっています。

■平均寿命と平均余命

	高砂市		兵庫県	
	男性	女性	男性	女性
平均寿命（年）	80.21	86.03	81.06	87.15
65歳平均余命（年）	18.58	23.47	19.62	24.31
65歳日常生活動作が自立している平均期間（年）	17.28	20.57	18.05	20.97
65歳日常生活動作が自立していない平均期間（年）	1.31	2.90	1.57	3.34

資料：兵庫県（平成27年健康寿命）

5. 医療状況

本市の受診率は「入院」「入院外」とともに平成25年以降増加傾向がみられます。全体的に受診率は兵庫県（平均）と比較しても高くなっており、1人当たり診療費も兵庫県（平均）と比較して高い傾向がみられます。

■受診率と1人あたり診療費

		高砂市			兵庫県(平均)		
		入院	入院外	総数	入院	入院外	総数
（受診率） %	平成25年	1.8	96.3	98.1	1.9	88.5	90.4
	平成26年	1.8	95.3	97.1	1.9	88.2	90.1
	平成27年	1.9	97.3	99.2	1.9	87.9	89.8
	平成28年	2.2	98.7	100.9	1.9	89.3	91.2
1人あたり （診療費） 円	平成25年	10,146	14,024	24,170	9,851	12,213	22,063
	平成26年	10,336	13,329	23,665	10,049	12,169	22,218
	平成27年	9,453	13,293	22,746	10,066	11,965	22,031
	平成28年	12,680	13,972	26,652	10,439	12,493	22,932

資料：疾病分類統計

受診率＝国保レセプト総件数÷国保加入者総数×100

※1人当たりの診療費＝国保診療費総額（国保総点数×10円）÷国保被保険者総数

生活習慣病及び悪性新生物の受診率は、いずれの疾患においても兵庫県平均よりも高い受診率となっており、疾患別では、「高血圧性疾患」が最も高く、次いで「糖尿病」となっています。

1人当たり診療費は、「虚血性疾患」を除き、兵庫県（平均）よりも高い金額となっています。疾患別では、「悪性新生物」が最も高く、次いで「脳血管疾患」となっており、1件当たり診療費と同様の結果となっています。

「悪性新生物」「脳血管疾患」とともに、本市の死因として上位に位置しており、「悪性新生物」や「脳血管疾患」等の発症予防をすることは、医療費の増加抑制につながります。

■生活習慣病4疾病及び悪性新生物の受診率と1人当たり診療費、1件当たり診療費

		高砂市				兵庫県(平均)			
		平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
受診率 (%)	高血圧性疾患	13.02	12.99	13.26	13.42	10.84	10.76	10.7	10.9
	糖尿病	4.92	5.03	5.04	5.26	3.85	3.87	3.80	3.90
	脳血管疾患	1.75	1.57	1.66	1.62	1.18	1.15	1.11	1.12
	虚血性疾患	1.01	1.01	1.09	1.04	0.84	0.80	0.78	0.81
	悪性新生物	3.02	2.67	3.12	3.31	2.44	2.48	2.49	2.57
診療費 1人当たり (円)	高血圧性疾患	1,343	1,411	1,333	1,283	1,228	1,206	1,159	1,147
	糖尿病	1,149	1,109	1,088	1,225	935	954	911	932
	脳血管疾患	1,518	1,311	1,278	1,662	1,012	993	1,032	1,036
	虚血性疾患	443	602	544	352	530	531	493	538
	悪性新生物	3,333	3,337	3,124	4,528	2,987	3,027	3,007	3,324
診療費 1件当たり (円/件)	高血圧性疾患	10,315	10,862	10,053	9,560	11,328	11,208	10,832	10,523
	糖尿病	23,354	22,048	21,587	23,289	24,286	24,651	23,974	23,897
	脳血管疾患	86,743	83,503	76,988	102,593	85,763	86,348	92,973	92,500
	虚血性疾患	43,861	59,604	49,908	33,846	63,095	66,375	63,205	66,420
	悪性新生物	110,364	124,981	100,128	136,798	122,418	122,056	120,763	129,339

資料：疾病分類統計

※1件当たり診療費＝1人当たりの診療費／受診率

■総医療費に占める生活習慣病4疾病と悪性新生物の割合

単位：%

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
生活習慣病4疾病	18.43	18.73	18.66	16.97
悪性新生物	13.79	14.10	13.74	16.99

資料：疾病分類統計

6. 特定健康診査結果の状況

(1) 特定健康診査の受診状況

特定健康診査の受診状況は、対象者が減少するなか、受診者数が概ね3,100人程度で横ばいの推移となっています。受診率は平成25年度の18.3%から緩やかな増加傾向となっており、平成28年度で20.2%となっています。

■ 特定健康診査の受診者と受診率

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
対象者数(人)	16,790	16,782	16,358	15,583
受診者数(人)	3,078	3,188	3,183	3,147
受診率(%)	18.3	19.0	19.5	20.2
40歳代	8.5	9.6	8.9	9.3
50歳代	13.8	14.4	15.2	13.8
60～64歳	20.2	20.7	22.7	21.5
65～69歳	22.3	22.9	23.3	23.8
70～74歳	19.5	19.2	19.3	20.3

資料：国保データベース（KDB）

(2) 特定保健指導の実施状況

特定保健指導の実施状況は、対象者の変動はあるものの終了者の減少が著しく、実施率の減少となっています。

■ 特定保健指導の実施状況

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
動機付け支援	対象者数(人)	323	344	361	334
	終了者数(人)	45	46	40	43
積極的支援	対象者数(人)	97	76	80	55
	終了者数(人)	26	8	4	4
実施率(%)		16.9%	12.9%	10.0%	12.1%

資料：特定健診・保健指導法定報告

■ 特定保健指導の成果

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	合計
前年度特定保健指導を受診した人数(人)	34	58	43	41	176
特定保健指導の対象ではなくなった人数(人)	9	12	7	12	40
特定保健指導による対象者の減少率(%)	26.5%	20.7%	16.3%	29.3%	22.7%

資料：特定健診・保健指導法定報告

(3) メタボリックシンドローム関連指標

メタボリックシンドロームは、「腹囲が男性で 85cm 以上、女性で 90cm 以上」であり、「高血糖」「高血圧」「脂質異常症」のうち、2項目以上が該当した人が「メタボリックシンドローム該当者」（以下、「メタボ該当者」という）として診断され、1項目該当した人は「メタボリックシンドローム予備群」（以下、「メタボ予備群」という）と診断されます。

本市のメタボ該当者は、平成 25 年度以降、15%台で推移しており、概ね横ばいの推移となっています。

「腹囲のみ該当」は全体的に男性に多くみられ、男性では 50 歳代以上で腹囲 85cm 以上のうち、「メタボ該当者」が最も高い割合を占めるようになっていきます。

女性は「腹囲基準値以下」の割合が高く、60 歳代以上で腹囲 90cm 以上のうち、「メタボ該当者」が最も高い割合を占めるようになっていきます。

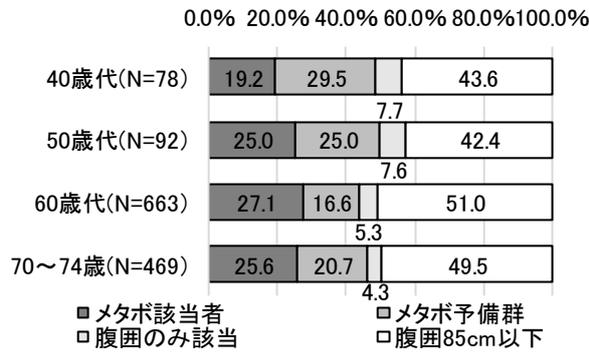
■本市のメタボリックシンドロームの傾向

		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
		実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
メタボ 該当者	合計	466	15.0%	496	15.6%	493	15.5%	464	15.1%
	高血糖 +高血圧症	75	2.4%	87	2.7%	79	2.5%	63	2.1%
	高血糖 +脂質異常症	23	0.7%	27	0.9%	13	0.4%	22	0.7%
	高血圧症 +脂質異常症	254	8.2%	275	8.7%	287	9.0%	266	8.7%
	高血糖 +高血圧症 +脂質異常症	114	3.7%	107	3.4%	114	3.6%	113	3.7%
メタボ 予備群	合計	369	11.9%	339	10.7%	387	12.2%	336	11.0%
	高血糖	22	0.7%	16	0.5%	22	0.7%	13	0.4%
	高血圧症	245	7.9%	239	7.5%	272	8.5%	241	7.9%
	脂質異常症	102	3.3%	84	2.6%	93	2.9%	82	2.7%
腹囲のみ該当		102	3.3%	110	3.5%	104	3.3%	105	3.4%
腹囲基準値以下 (男性:85cm、女性:90cm)		937	30.2%	945	29.8%	984	30.9%	905	29.5%

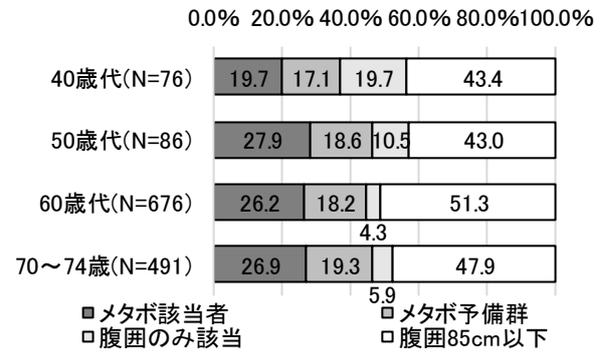
資料：国保データベース（KDB）

■男性

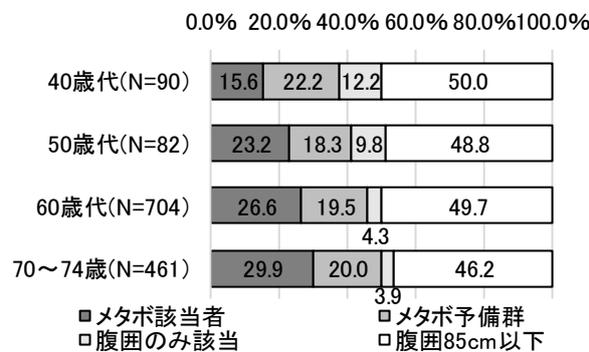
平成 25 年度



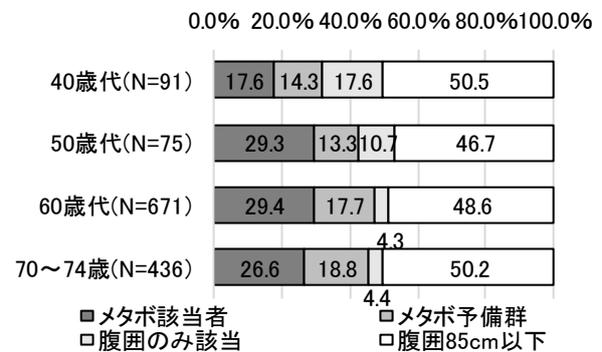
平成 26 年度



平成 27 年度



平成 28 年度



資料：国保データベース（KDB）

■女性（※「メタボ該当者」等の割合が少ないため、表で掲載）

平成 25 年度

単位：%

	40歳代 N=95	50歳代 N=169	60歳代 N=1,066	70~74歳 N=470
メタボ該当者	3.2	4.1	7.6	7.9
メタボ予備群	4.2	4.1	6.7	7.2
腹囲のみ該当	2.1	3.6	1.8	1.5
腹囲90cm以下	90.5	88.2	84.0	83.4

平成 26 年度

単位：%

	40歳代 N=121	50歳代 N=178	60歳代 N=1,076	70~74歳 N=467
メタボ該当者	0.8	4.5	9.1	8.8
メタボ予備群	0.8	4.5	5.2	5.8
腹囲のみ該当	2.5	3.9	1.4	0.6
腹囲90cm以下	95.9	87.1	84.3	84.8

平成 27 年度

単位：%

	40歳代 N=87	50歳代 N=180	60歳代 N=1,120	70~74歳 N=458
メタボ該当者	2.3	2.8	8.1	8.1
メタボ予備群	3.4	7.2	7.6	4.8
腹囲のみ該当	1.1	3.9	2.1	1.3
腹囲90cm以下	93.1	86.1	82.2	85.8

平成 28 年度

単位：%

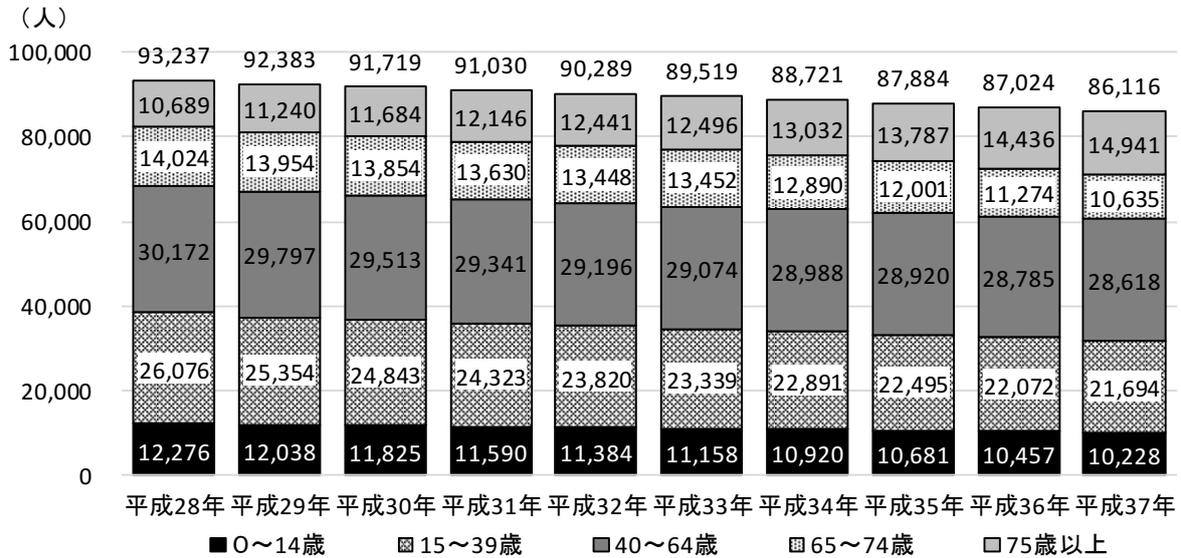
	40歳代 N=95	50歳代 N=169	60歳代 N=1,066	70~74歳 N=470
メタボ該当者	1.2	3.4	6.6	7.5
メタボ予備群	3.6	4.7	6.4	6.9
腹囲のみ該当	2.4	2.7	2.1	1.0
腹囲90cm以下	92.9	89.3	85.0	84.6

資料：国保データベース（KDB）

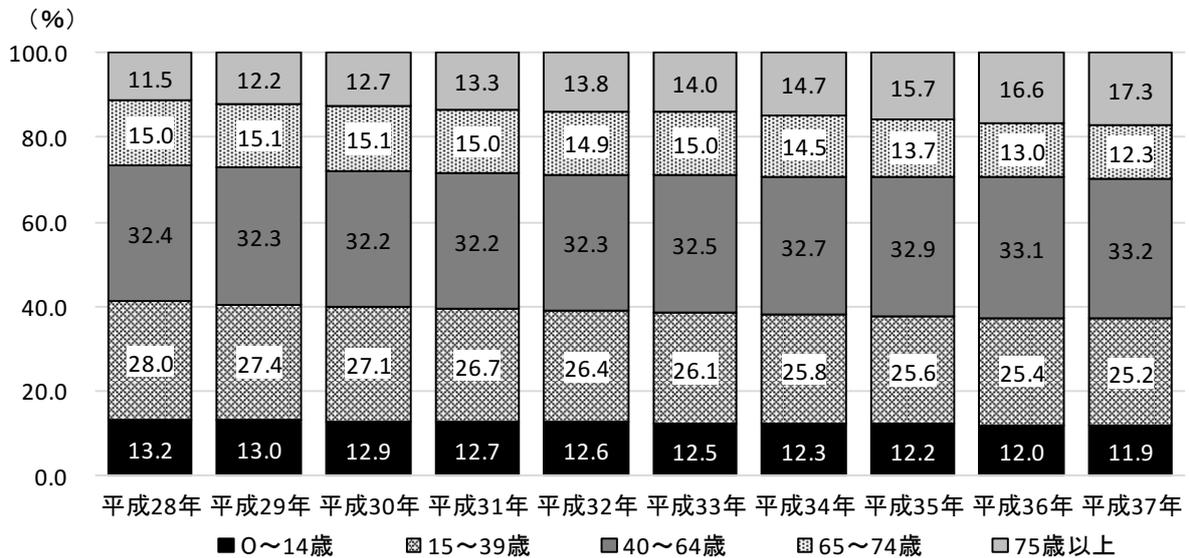
7. 人口推計

本市の将来の人口を推計すると、全体的に人口減少が進み、平成33年には90,000人を割り込んで89,519人となるとされています。また、国民健康保険被保険者の対象となる「40～74歳」の人口構成比は、概ね横ばいで推移し、「75歳以上」の後期高齢者の割合が高まるとされています。

■人口推計



■年代別構成比



資料：住民基本台帳（平成25年から平成29年まで各年5月末時点）

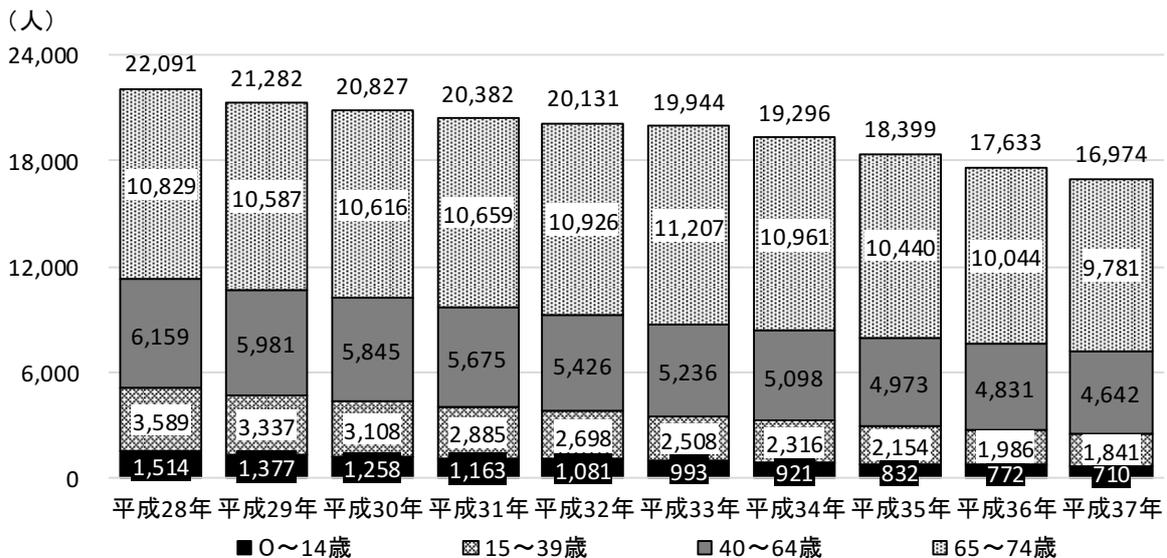
※上記資料を基に、コーホート変化率法を用いて、平成30年以降を推計しています。

8. 国保加入者推計

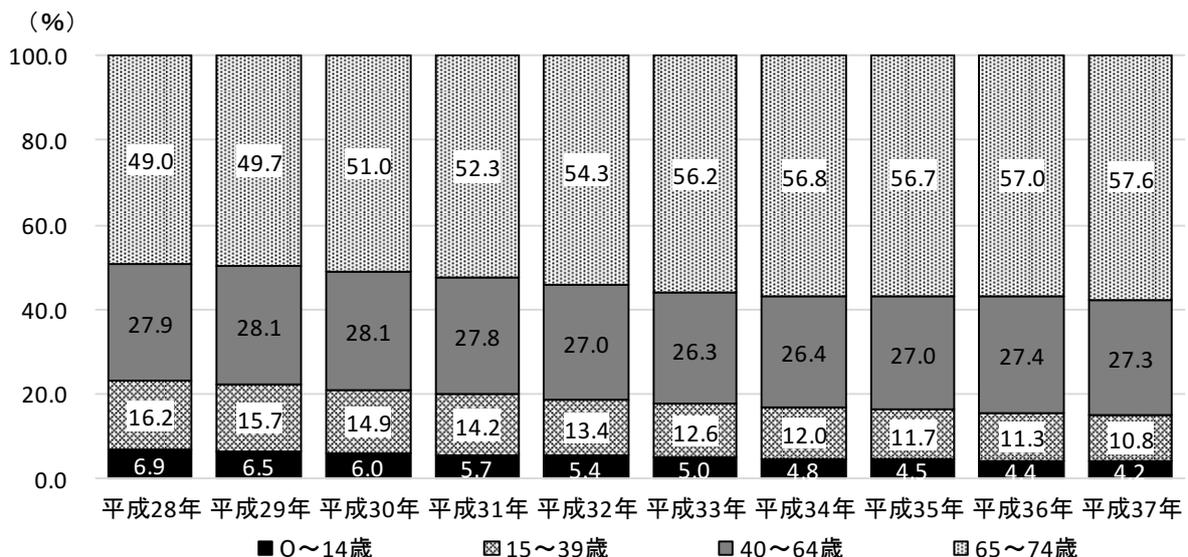
将来の国保加入者推計をみると、人口の減少に伴い、国保加入者数の減少がみられますが、平成30年より平成33年に掛けて緩やかな減少となり、「65～74歳」の減少が始まる平成34年以降、減少の傾きが急になります。

国保加入者の年代別構成比についてみると、特定健診等の対象となる「40～64歳」は26～28%台で推移すると予測されます。

■ 国保加入者推計



■ 国保加入者の年代別構成比



資料：高砂市（平成25年から平成29年まで各年5月末時点の国保加入者数）

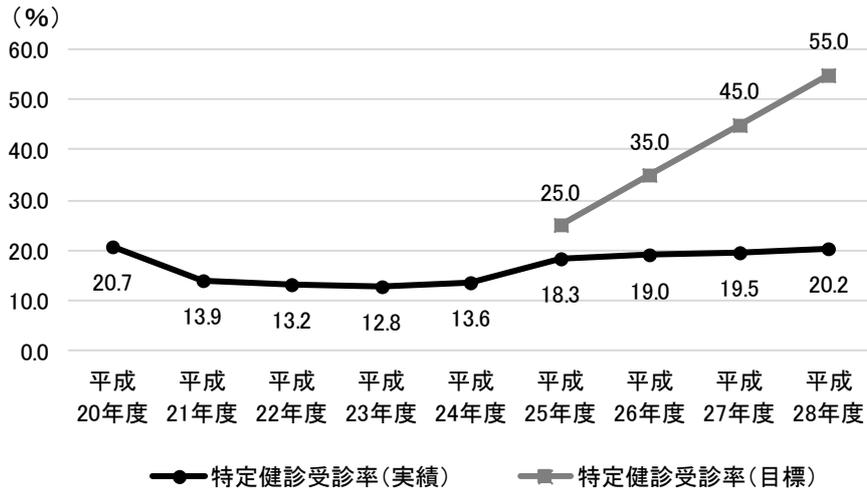
※上記資料と人口推計を基に、コーホート変化率法を用いて、平成30年以降を推計しています。

9. 目標の達成状況

(1) 短期的目標

①特定健診の受診率

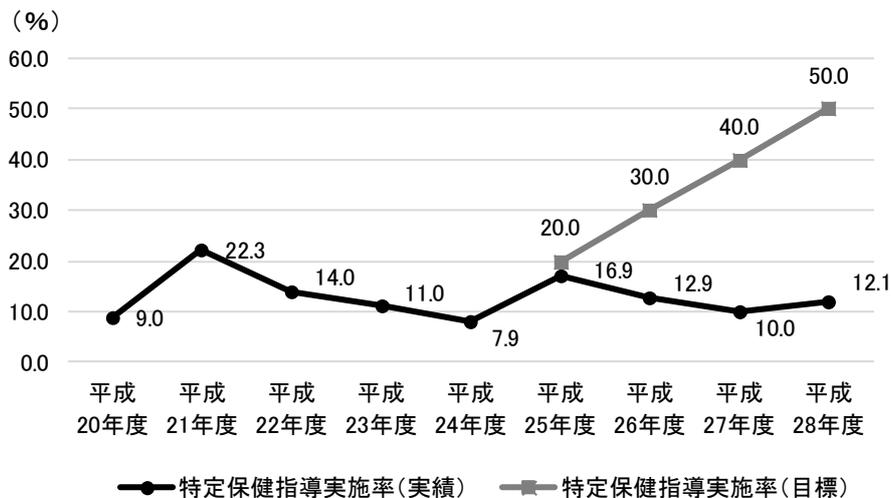
「第1期データヘルス計画」において、特定健診の受診率の向上を目標としてきました。平成25年度は目標値には及ばないものの、平成24年度と比較して4.7ポイント上昇しています。平成25年度以降は横ばいで推移しており、平成28年度は20.2%となっています。



資料:特定健診・特定保健指導実施結果集計表(県集計)

②特定保健指導の実施率

データヘルス計画において、特定保健指導の実施率の向上を目標としてきました。平成25年度には、それまで減少傾向にあった実施率は9.0ポイント上昇して、16.9%となっています。しかし、平成26年度から再び減少に転じ、平成28年度は12.1%まで低下しています。

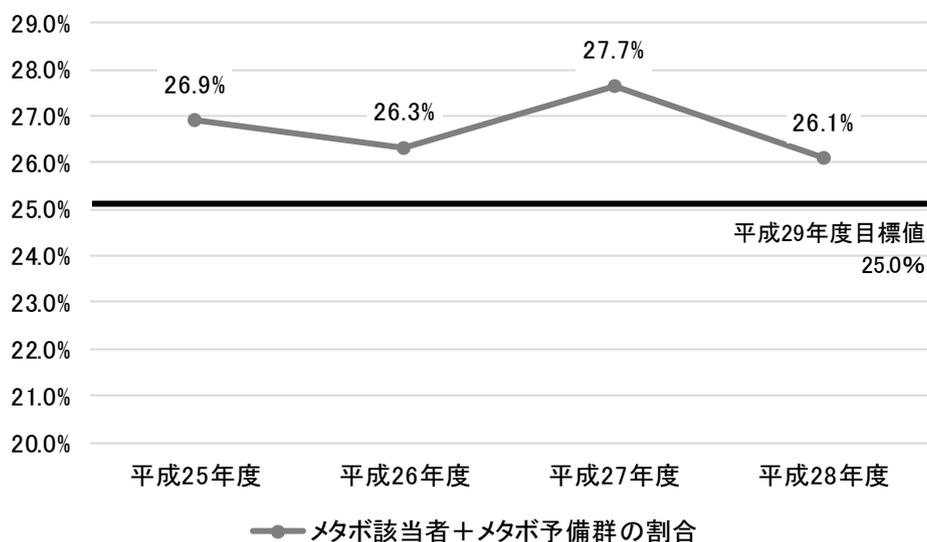


資料:特定健診・特定保健指導実施結果集計表(県集計)

③メタボリックシンドローム該当者・予備群の減少

「第2期特定健康診査等実施計画」において、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少として、平成29年度に25.0%を目指すこととしています。

平成25年度以降、増減を繰り返し、26%前後での推移となっています。なかでも高血圧症、脂質異常症を患っている人が多くみられます。



■本市のメタボリックシンドロームの傾向（再掲）

		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
		実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
メタボ 該当者	合計	466	15.0%	496	15.6%	493	15.5%	464	15.1%
	高血糖 +高血圧症	75	2.4%	87	2.7%	79	2.5%	63	2.1%
	高血糖 +脂質異常症	23	0.7%	27	0.9%	13	0.4%	22	0.7%
	高血圧症 +脂質異常症	254	8.2%	275	8.7%	287	9.0%	266	8.7%
	高血糖 +高血圧症 +脂質異常症	114	3.7%	107	3.4%	114	3.6%	113	3.7%
メタボ 予備群	合計	369	11.9%	339	10.7%	387	12.2%	336	11.0%
	高血糖	22	0.7%	16	0.5%	22	0.7%	13	0.4%
	高血圧症	245	7.9%	239	7.5%	272	8.5%	241	7.9%
	脂質異常症	102	3.3%	84	2.6%	93	2.9%	82	2.7%

2 節 本市の課題

1. 医療費について

「悪性新生物」「脳血管疾患」にかかる医療費について、「1人当たり診療費」「1件当たり診療費」は県と比較しても高くなる年もあり、他の項目よりも高い水準にあると考えられます。また、これらの疾病は本市の主な死因としても、男女ともに高い割合を占めており、今後も対策が必要となっています。

生活習慣病は日常生活上のさまざまな要因が複合的に関わって発症するとされていますが、特に「動脈硬化」「高血圧症」「高血糖」「脂質異常症」等が主な要因とされています。なお、「生活習慣病4疾病（高血圧性疾患、糖尿病、脳血管疾患、虚血性疾患）」や「悪性新生物」は、本市の総医療費の3割以上を占めています。

2. 特定健康診査について

特定健康診査の受診率は微増していますが、目標を達成するには至っていません。

年代別の受診率はいずれの年代においても伸び悩んでいるものの、65歳以上では緩やかな増加傾向がみられるため、今後も65歳以上を中心に受診を促していく必要があります。そのため、引き続き65歳以上の年代に対する受診勧奨を進めるとともに、65歳未満の若年層にも健康管理についての啓発が必要です。

メタボリックシンドロームの該当者は男性に多くみられ、特に「40歳代」から「50歳代」にかけて増加がみられています。特に「高血圧症」と「脂質異常症」を併発しているケースが多くなっています。

3. 特定保健指導について

特定保健指導の実施率は「第2期特定健康診査等実施計画」が策定された平成25年度と比較して、平成28年度では12.1%となっており、4.8ポイント減少しています。特定保健指導の初回実施にはつながっても、途中で脱落する人もおり、継続するための工夫が必要となります。

特定保健指導による健康状態の改善がみられた割合は2割程度となっており、一定の成果は上がっているものの、リピーターが多くなっている傾向がみられます。

第3章 第2期データヘルス計画

1節 第1期データヘルス計画における重点的取り組み事業の検証

【実施事業1】特定健診未受診者等対策支援事業の活用

目的	特定健診受診者を増やし、受診率の向上を図ります。その結果、被保険者の糖尿病や高血圧等の生活習慣病の早期発見や重症化の予防につなげます。
対象者	特定健診未受診者
事業内容	兵庫県国民健康保険団体連合会が実施する「特定健診未受診者等対策支援事業」を活用し、電話等による健診受診勧奨を行います。

■実施成果

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
電話勧奨実施者数(人)	1,010	1,000	1,000	1,000
勧奨実施者数(人)	797	647	603	869
対象者の受診者数(人)	251	79	65	80
勧奨実施者の受診率(%)	31.5	12.2	10.8	9.2

【備考】特定健診受診勧奨対象者

平成26年度	平成21～24年度のいずれかの特定健診を受診し、かつ平成25年度未受診の方
平成27年度	60～64歳までの平成26年度未受診の方
平成28年度	60～69歳までの平成27年度未受診の方
平成29年度	65～74歳までの平成28年度未受診の方

現状と課題

電話による受診勧奨を行っており、各年度で受診勧奨する対象者を変えて受診率向上に努めています。対象によっては不在の割合が高く、勧奨に至らないケースも多くみられます。

より受診勧奨につながりやすいターゲットを検証し、受診率向上のための工夫が必要です。

【実施事業2】生活習慣病の重症化予防事業

目的	被保険者の糖尿病等の生活習慣病の重症化を予防し、糖尿病患者数の抑制や将来的な医療給付費の縮小につなげます。
対象者	生活習慣病の重症化予防対象者
事業内容	保健師等による保健指導や生活習慣病対策の指導を行います。

■糖尿病性腎症重症化予防事業

レセプトデータ、特定健診結果データをもとに糖尿病が重症化する可能性が高い被保険者を選定し、保健指導を実施します。保健指導を通して生活習慣を改善し、生活習慣病の発生と重症化を抑制し、本人の健康の維持管理と医療費の抑制につなげます。

【実施事業3】歯周疾患検診

目的	疾病の発見のみならず、検診の実施により自己管理能力を向上させるとともに、実践へ結びつけることにより豊かな高齢期を迎えることを目的とします。
対象者	年度末年齢が、40歳、50歳、60歳、70歳の市民
事業内容	協力歯科医療機関における検診 (問診・口腔診査・PMTC(歯のクリーニング))

■歯周疾患検診の実績

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
実施件数(件)	360	397	451	480
歯周疾患検診対象者数 (人)	5,034	4,404	4,680	5,061
実施割合(%)	7.2	9.0	9.6	9.5

現状と課題

歯周疾患検診の実施件数は年々増加しており、「歯周疾患検診対象者」に対する実施割合も増加しています。いつまでも食事や会話を楽しめるよう、口腔機能の維持・向上に向けて、啓発・周知を続けることが大切です。

【実施事業4】かみかみ百歳体操

目的	日常の口腔ケアやかかりつけ歯科医における歯科医療と併せて、口腔機能の向上を目的として行います。
対象者	いきいき百歳体操を半年以上続けているグループ
事業内容	かみかみ百歳体操のDVDを視聴しながら、椅子に座って口の周りや舌を動かします。保健師、歯科衛生士等が技術支援を行います。

■かみかみ百歳体操の実績（平成27年度開始）

内容	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
延グループ数（グループ）		50	113	151
参加延人数（人）		694	1,889	2,438

現状と課題

かみかみ百歳体操は平成27年度より開始した事業ですが、「グループ数」「参加人数」とともに増加しており、引き続き啓発と事業支援をしていくことが大切です。

【実施事業5】重複受診者への適切な受診指導

目的	適切な医療機関への受診指導を行い、将来的な医療給付費の縮小につなげます。
対象者	同一疾患で複数の医療機関に重複して受診している被保険者等
事業内容	保健師等による適切な受診の指導を行います。

■重複受診者への受診指導件数

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
指導件数（件）	0	0	1	1

現状と課題

現在、本市における重複受診者と疑われる人は極めて僅かであり、重複受診者への指導によって大規模な医療給付費の削減は見込めませんが、適切な受診指導を引き続き実施していくことが大切です。

【実施事業6】高砂にこにこポイント制度への参加

目的	特定健康診査や各種がん検診等を受診する動機づけを行います。それにより、被保険者の健康意識の向上を図り、受診率の向上につなげます。
対象者	検（健）診受診者
事業内容	特定健康診査や各種がん検診等を受診することにより、受診者に高砂にこにこポイントが付与されます。

■高砂にこにこポイント制度の付与実績

内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)
ポイント付与件数（件）			2,542	5,000

現状と課題

平成 28 年度より「高砂にこにこポイント制度」が導入され、特定健康診査や各種がん検診等の受診によって、高砂にこにこポイントが付与されるようになっていました。しかし、特定健康診査や各種がん検診等に限らず、多くの取り組みにおいてポイントが付与されており、「高砂にこにこポイント制度」の導入が、特定健康診査や各種がん検診等の受診率の上昇につながったのかを把握・検証することが難しい状態となっています。

【実施事業7】大腸がん検診助成事業

目的	定期的な検診による健康意識の向上。また、大腸がんの早期発見により、早期治療につなげます。
対象者	検診受診者
事業内容	健康増進課が実施する大腸がん検診の受診希望者に対し、窓口にて助成券を交付します。

■大腸がん検診助成事業の実績

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)
受診券交付件数 (件)			635	730

現状と課題

本市における「悪性新生物」による死因のうち、「大腸の悪性新生物」による人の割合は高く、早期発見・早期治療は重要な課題となっています。引き続き大腸がん検診の受診促進に向けて、助成事業を継続していくとともに、市民に対する啓発が大切です。

【実施事業8】乳がん検診助成事業

目的	定期的な検診による健康意識の向上。また、乳がんの早期発見により、早期治療につなげます。
対象者	検診受診者
事業内容	健康増進課が実施する乳がん検診の受診希望者に対し、窓口にて助成券を交付します。

■乳がん健診助成事業

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)
受診券交付件数 (件)			346	370

現状と課題

本市における「悪性新生物」による死因のうち、「乳房の悪性新生物」による人の割合は、平成 26 年に 2 番目に高くなっています。その他の年において、高い割合にはなっていないものの、定期的な検診と早期発見の重要性を啓発し続けることが大切です。

2 節 課題の明確化と取り組みの方向性

1. 生活習慣病の重症化予防

歯周疾患検診の実施件数やかみかみ百歳体操等の普及状況は良好であり、継続的な実施が望まれます。口腔機能の低下は「食事の制限」や「会話の減少」に影響します。食事の制限による免疫力の低下は身体の健康に影響し、会話の減少は身体の健康だけでなく、いきいきと活動（生活）することを阻害します。引き続き事業を継続することで、生活習慣病の予防と、重症化防止に努めます。

糖尿病性腎症重症化予防事業が平成 29 年度より実施され、糖尿病の重症化防止をはじめとした、生活習慣病の重症化予防による医療費削減が期待されています。また、各種がん検診、人間ドック・脳ドックの助成事業によって、早期発見・早期治療のための環境整備を図り、市民の健康の維持を推進してきました。引き続き事業を継続します。

2. 健康意識の向上

「高砂にここポイント制度」が整備され、特定健康診査や各種がん検診の受診の際にポイントが付与されるようになりました。ポイントの付与によって受診率等への影響度は検証できない状態ですが、制度を活用することで、多様な角度で受診勧奨をすることができるようになっていきます。市民の健康意識の向上に向けて、引き続き「にここポイント制度」を活用していきます。

また、いきいき百歳・かみかみ百歳体操の啓発、医療費通知・ジェネリック差額通知の送付についても引き続き継続します。

3. 特定健康診査・特定保健指導実施率の向上

特定健康診査の受診勧奨については、毎年度対象を変えながら、勧奨の対象者が重複せず、かつ効果的な対象者の検証を行ってきました。

受診勧奨に関しては、過去に特定健康診査を受診し、当年度は未受診であった方を対象にする方法で平成 26 年度に実施した結果、受診勧奨実施者 797 人のうち、31.5% にあたる 251 人が受診する高い成果をあげています。

一方で、特定健康診査をこれまでに受診してこなかった人に対する受診勧奨も重要となります。受診勧奨においては、今後も過去に特定健康診査の受診歴のある人とない人とのバランスのとれた計画的な対象選定を行う必要があります。

また、特定健康診査の対象となる年齢層は 65 歳以上で増加するため、65 歳以上に対する呼びかけを行うとともに、メタボリックシンドロームの該当者が 40 歳代から 50 歳代にかけて増加することを鑑み、40 歳代に対しても積極的な受診勧奨を行うことも大切です。65 歳未満の人は日中就労している人もいることから、電話勧奨を行っても「不在・不通」であることも多くみられます。効果的な受診勧奨を行うためにも、ハガキ等による勧奨や民間企業等と連携して健康意識を啓発する取り組みなど、複合的な方法による受診勧奨の実施を検討する必要があります。

3節 実施する保健事業

1. 生活習慣病の重症化予防

【実施事業1】糖尿病性腎症重症化予防

目的	運動や栄養についての保健指導を行い、糖尿病の重症化による人工透析治療への移行を遅らせることで、医療費の抑制につなげます。
対象者	糖尿病の重症化する可能性の高い人
事業内容	レセプトデータ、特定健康診査結果データをもとに糖尿病が重症化する可能性が高い被保険者を選定し、効果的な保健指導を実施します。

【実施事業2】各種がん検診助成

目的	定期的な検診により、疾病の早期発見、早期治療につなげます。
対象者	検診受診者
事業内容	健康増進課が実施する大腸がん検診、乳がん検診、子宮がん検診、胃がんリスク検診の受診希望者に対し、窓口にて助成券を交付します。

【実施事業3】人間ドック・脳ドック助成

目的	定期的な検診により、疾病の早期発見、早期治療につなげます。
対象者	検診受診者
事業内容	市内医療機関が実施する人間ドック・脳ドックに対し、受診者が支払う検査費用の一部を助成します。

【実施事業4】歯周病検診の啓発

目的	歯周病は生活習慣病と密接な関係があるため、定期的な検診により歯周病の予防、早期治療につなげます。
対象者	年度末年齢が、40歳、50歳、60歳、70歳の市民
事業内容	協力歯科医療機関における検診 (問診・口腔診査・PMTC(歯のクリーニング))

2. 健康意識の向上

【実施事業1】いきいき百歳・かみかみ百歳体操の啓発

目的	筋力の向上と口腔機能の向上を目指した体操の啓発を行うことにより、高齢者が要介護状態に陥ることなく、健康でいきいきとした生活を送れるようにします。
対象者	◆いきいき百歳体操 3人以上で週1～2回、3ヵ月以上継続実施できるグループ ◆かみかみ百歳体操 いきいき百歳体操を半年以上続けているグループ
事業内容	◆いきいき百歳体操 DVDを視聴しながら、椅子に座って筋力体操を行います。保健師等が技術支援を行います。 ◆かみかみ百歳体操 DVDを視聴しながら、椅子に座って口の周りや舌を動かします。保健師、歯科衛生士等が技術支援を行います。

【実施事業2】高砂にここポイント制度の充実

目的	特定健診や各種がん検診等を受診する動機づけを行うことにより、受診率の向上を図り、健康への意識を高めます。
対象者	検（健）診受診者
事業内容	特定健診や各種がん検診等を受診することにより、受診者に高砂にここポイントが付与されます。

【実施事業3】医療費通知・ジェネリック差額通知送付

目的	医療費や処方された薬剤をジェネリック医薬品に切り替えた場合の差額を通知し、被保険者の健康や医療に対する理解を深めます。
対象者	高砂市国民健康保険被保険者
事業内容	医療費通知は年6回、ジェネリック差額通知は年2回送付します。

3. 特定健康診査・特定保健指導実施率の向上

【実施事業1】特定健診未受診者等対策支援事業の活用

目的	特定健康診査未受診者に対し、特定健康診査の必要性を認識できるよう、受診につながる勧奨を実施し、受診率の向上を図ります。
対象者	特定健診未受診者
事業内容	兵庫県国民健康保険団体連合会が実施する「特定健診未受診者等対策支援事業」を活用し、電話等による受診勧奨を行います。

第4章 第3期特定健康診査等実施計画

1節 特定健康診査及び特定保健指導等の実施方法に関する基本的な事項

1. 特定健康診査の基本的考え方

特定健康診査は、平成20年に「高齢者の医療の確保に関する法律」が施行され、40歳以上の被保険者を対象に、メタボリックシンドロームに着目して、該当者・予備群を的確に把握し、生活習慣病の発症や重症化の防止を目的として実施しています。

2. 特定健康診査の実施に係る留意事項

(1) 生活習慣病対策を講じる必要性

不適切な食生活や運動不足等の不健康な生活習慣は、高血圧症や糖尿病、脂質異常症、肥満症等の発症を招く要因となり、通院や投薬、生活習慣の改善がないままであれば、虚血性心疾患や脳血管疾患等の重篤な疾患の発症に至ることになります。

生活習慣病を予防することができれば、被保険者の健康維持及び生活の質の向上を図るだけでなく、通院患者を減らすことができ、医療費の伸びを抑制することにもつながります。

(2) メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目する意義

糖尿病等の生活習慣病の発症には、内臓脂肪の蓄積（内臓脂肪型肥満）が関与しているとされています。肥満に加え、高血糖、高血圧等の状態が重複すると、虚血性心疾患、脳血管疾患等の重篤な疾患の発症リスクが高くなるとされています。そのため、適切な運動やバランスのとれた食事の定着等、生活習慣の改善を行うことで、糖尿病等の発症リスクを下げることにつながります。

3. 特定保健指導の基本的考え方

特定保健指導は、特定健康診査の結果により、腹囲、BMIにより内臓脂肪蓄積のリスクを判定し、基準値を超えた人について、追加リスク（血糖、脂質、血圧）の数に基づき、保健指導レベル（動機づけ支援または積極的支援）を決め、専門職（医師、保健師、管理栄養士等）からメタボリックシンドロームの予防、改善のためのアドバイスや支援を実施しています。

特定保健指導対象者自身が、特定健康診査の結果を理解できるよう説明を行いながら、自らの生活習慣を振り返り、生活習慣を改善するための行動目標を設定するとともに、その行動が実践できるよう支援を行います。対象者自身が自分の健康に関するセルフケアができるようになることを目指します。

2 節 特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率の目標

国では、市町村国保において、本計画期間の最終年度である平成 35 年度までに特定健康診査受診率が 60.0%以上、特定保健指導実施率が 60.0%以上を達成することとしています。本市の各年度の目標値を以下の通り設定します。

■目標値

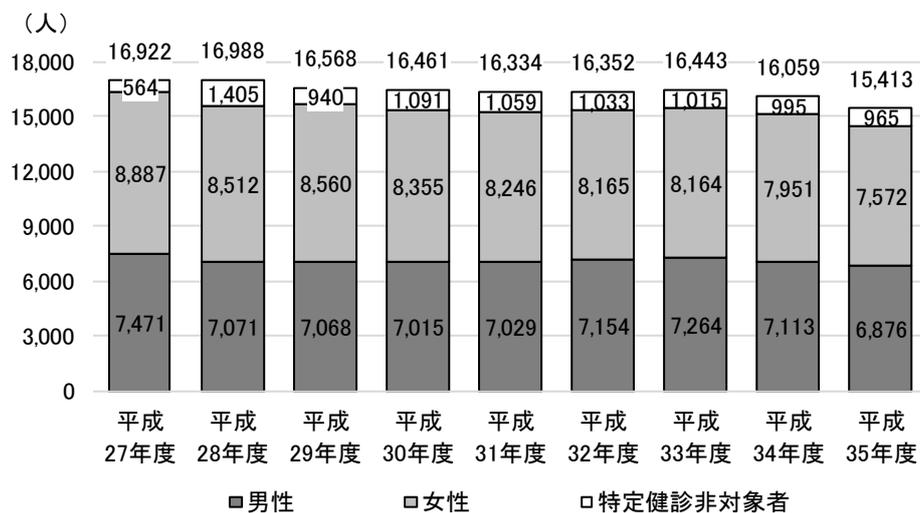
	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
特定健康診査 受診率 (%)	26.5	33.0	39.8	46.6	53.3	60.0
特定保健指導 実施率 (%)	20.1	28.1	36.0	44.0	52.0	60.0

3 節 特定健康診査対象者及び受診者の推計

1. 特定健康診査対象者数の見込み

特定健康診査対象者は、国民健康保険の被保険者数のうち、40～74 歳を母数とし、除外規定の対象者を差し引いた被保険者が対象となり、男性は概ね 7,000 人前後で推移し、女性は概ね 8,000 人前後で推移する見込みとなっています。

■特定健康診査対象者数の推移（見込み）



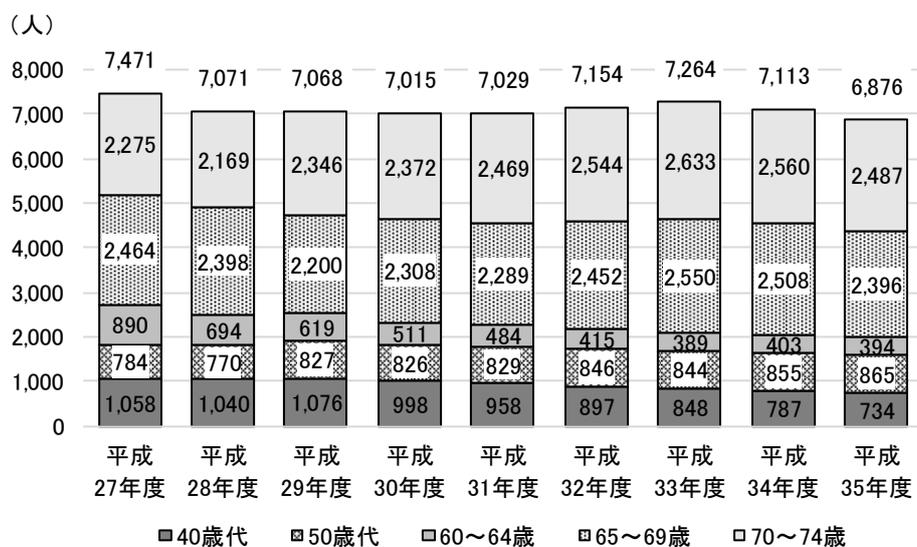
資料：国保データベース（KDB）

※平成 27 年度、平成 28 年度は実績値

参考

除外規定の該当者：妊産婦、刑務所入所中の者、海外在住者、長期入院患者等

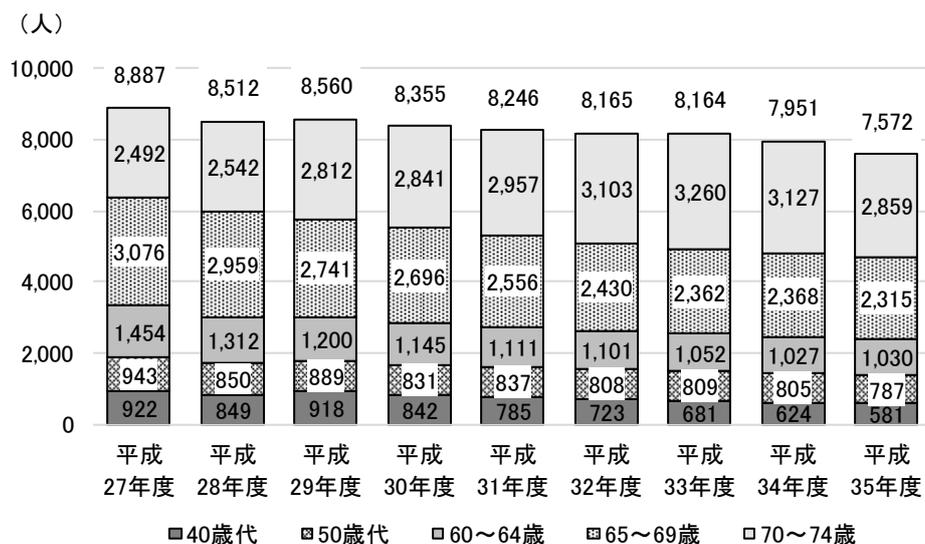
■ 男性の年代別特定健康診査対象者数の推移（見込み）



資料：国保データベース（KDB）

※平成27年度、平成28年度は実績値

■ 女性の年代別特定健康診査対象者数の推移（見込み）



資料：国保データベース（KDB）

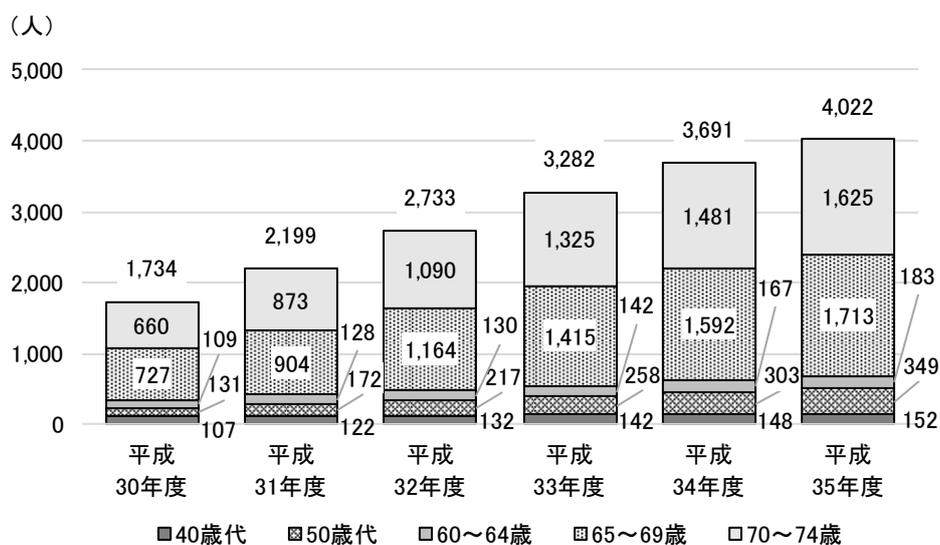
※平成27年度、平成28年度は実績値

2. 特定健康診査受診者数の目標

目標に掲げる特定健康診査の受診率を達成するためには、性別ごと年代ごとに焦点を絞って目標を達成する必要があります。

40～64歳においては、特定健康診査の対象者が少ないものの、男性の50歳代からメタボリックシンドロームの該当者が増えることから、早期の受診啓発が大切になってきます。65歳以上では特定健康診査の対象者が増え、健康維持・向上の観点から受診の啓発と健康づくり活動の普及を合わせて包括的な受診勧奨を行っていくことが大切です。

■男性の年代別特定健康診査受診者数の目標



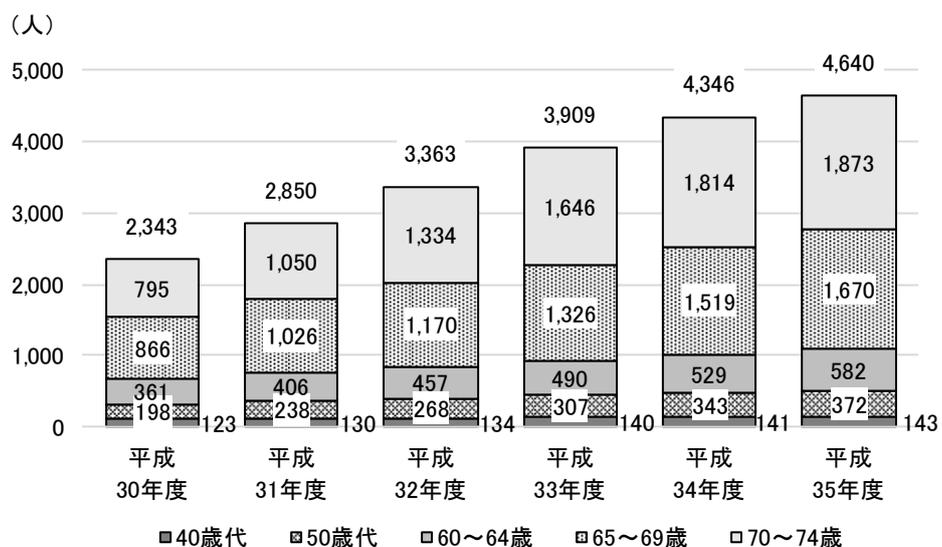
■男性の年代別受診率の目標値

単位：%

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
40歳代	10.8	12.8	14.8	16.8	18.8	20.8
50歳代	15.9	20.8	25.7	30.6	35.5	40.4
60～64歳	21.4	26.4	31.4	36.4	41.4	46.4
65～69歳	31.5	39.5	47.5	55.5	63.5	71.5
70～74歳	27.8	35.3	42.8	50.3	57.8	65.3

※国保データベース（KDB）をもとに目標値を設定

■女性の年代別特定健康診査受診者数の目標



■女性の年代別受診率の目標値

単位：%

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
40歳代	14.6	16.6	18.6	20.6	22.6	24.6
50歳代	23.8	28.5	33.2	37.9	42.6	47.3
60～64歳	31.5	36.5	41.5	46.5	51.5	56.5
65～69歳	32.1	40.1	48.1	56.1	64.1	72.1
70～74歳	28.0	35.5	43.0	50.5	58.0	65.5

※国保データベース（KDB）をもとに目標値を設定

4 節 特定保健指導対象者及び実施者の推計

1. 特定保健指導対象者数及び実施者の見込み

特定保健指導対象者は、特定健康診査受診者のうち平成 25 年度から平成 28 年度の特定保健指導対象者の平均出現率を乗じて算出しています。

また、目標値である特定保健指導実施率を乗じて、特定保健指導実施者数を算出しています。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
特定保健指導 対象者数（人）	555	693	847	1,006	1,126	1,221
特定保健指導 実施率（％）	20.1	28.1	36.0	44.0	52.0	60.0
特定保健指導 実施者数（人）	111	194	305	443	586	733

5 節 実施方法

1. 特定健康診査の実施方法

(1) 対象者への周知

特定健康診査の対象者に対しては、特定健康診査受診券、受診案内、実施機関名簿を同封して発送します。また、広報やホームページを活用して周知に努めます。受診券発送後に紛失等があった場合には、再発行を行います。

対象者	実施年度に 40～74 歳の人
発送時期	6 月中に一斉発送

(2) 実施場所と時期

特定健康診査の実施方法は、受診しやすい実施方法が必要であることから、従来どおり「集団健診」と「個別健診」の選択性とします。

実施形態	実施場所	実施期間
集団健診	保健センターほか	7～2月
個別健診	市内受託医療機関	6～2月

2. 特定健康診査の実施項目

国が定める対象者全員に実施する「基本的な健診項目」と、医師が必要と判断した場合に実施する「詳細な健診項目」に基づき実施します。

■基本的な診査項目

項目	備考
既往歴の調査	服薬歴及び喫煙習慣の状況にかかる調査（質問票）含む
自覚症状及び他覚症状の有無の検査	理学的検査（身体診察）
身長、体重及び腹囲の検査	腹囲の測定は、厚生労働大臣が定める基準（BMIが20未満の者、もしくはBMIが22kg/m ² 未満で自ら腹囲を測定し、その値を申告した者）に基づき、医師が必要でないとき認めるときは、省略可。 腹囲の測定に代えて、内臓脂肪面積の測定でも可
BMIの測定	BMI＝体重（Kg）÷身長（m）÷身長（m）
血圧測定	
肝機能検査	AST（GOT） ALT（GPT） γ -GT（ γ -GTP）
腎機能検査	血清クレアチニン 血清尿酸 eGFR
血中脂質検査	中性脂肪の量 HDL コレステロールの量 LDL コレステロールの量 中性脂肪が400mg/dl以上または食後採血の場合、LDL コレステロールに代えて、Non-HDL コレステロールの測定でも可
血糖検査	空腹時血糖またはHbA1c、やむをえない場合は随時血糖
尿検査	尿中の糖及び蛋白の有無

■詳細な診査項目（医師の判断による追加項目）

項目	備考		
貧血検査（ヘマトクリット値、血色素量、赤血球数）	貧血の既往歴を有する者または視診等で貧血が疑われる者		
心電図検査（12誘導心電図）	当該年度の特定健康診査の結果において、収縮期血圧 140mmHg 以上もしくは拡張期血圧 90mmHg または問診等で不整脈が疑われる者		
眼底検査	当該年度の特定健康診査の結果において、血圧または血糖が、次の基準に該当した者		
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="486 674 608 725">血圧</td> <td data-bbox="608 674 1390 725">収縮期 140mmHg 以上または拡張期 90mmHg 以上</td> </tr> </table>	血圧	収縮期 140mmHg 以上または拡張期 90mmHg 以上
	血圧	収縮期 140mmHg 以上または拡張期 90mmHg 以上	
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="486 725 608 822">血糖</td> <td data-bbox="608 725 1390 822">空腹時血糖値が 126mg/dl 以上、HbA1c（NGSP 値）6.5%以上または随時血糖値が 126mg/dl 以上</td> </tr> </table>	血糖	空腹時血糖値が 126mg/dl 以上、HbA1c（NGSP 値）6.5%以上または随時血糖値が 126mg/dl 以上	
血糖	空腹時血糖値が 126mg/dl 以上、HbA1c（NGSP 値）6.5%以上または随時血糖値が 126mg/dl 以上		
<p>※但し、当該年度の特定健康診査の結果において、血圧の基準に該当せず、かつ血糖検査の結果について確認することができない場合においては、前年度の特定健康診査の結果等において、血糖検査の基準に該当する者を含む。</p>			

3. 特定保健指導の実施方法

(1) 対象者

国が定める「特定保健指導対象者の選定基準」に基づき、特定健康診査の結果を踏まえ、内臓脂肪蓄積の程度とリスク要因による階層化を行い、対象者を抽出します。

但し、質問票により服薬中と判断された人は、医療機関における継続的な医学的管理のもとでの指導が適当であるため、対象者から除くこととします。また、65歳以上75歳未満の人は動機づけ支援のみとします。

■ 特定保健指導対象者の選定基準

腹囲/BMI	追加リスク	喫煙歴	対象	
	①血糖②脂質③血圧		40～64歳	65～74歳
≥85cm (男性) ≥90cm (女性)	2つ以上該当	/	積極的支援	動機づけ支援
	1つ該当	あり なし		
上記以外で BMI ≥25kg/m ²	3つ該当	/	積極的支援	動機づけ支援
	2つ該当	あり なし		
	1つ該当	/		

(2) 特定保健指導対象者への周知と勧奨

特定保健指導の対象者に個別案内を行うとともに、広報、市ホームページにより周知を図ります。

また、特定保健指導の対象者に対して案内チラシを送付しますが、一定期間が経過しても未実施の人に対して電話勧奨等を実施します。

初回面談からプログラム終了までの間、電話や手紙等により利用者のフォローをきめ細かく行い、利用の継続を促します。

(3) 実施場所と時期

実施形態	実施場所	実施期間
特定保健指導	高砂市保健センターを中心に特定保健指導業務受託機関の提供する場所等	年間を通じて実施

4. 特定保健指導の実施項目

動機づけ支援、積極的支援それぞれのレベルに応じた内容の保健指導を実施します。

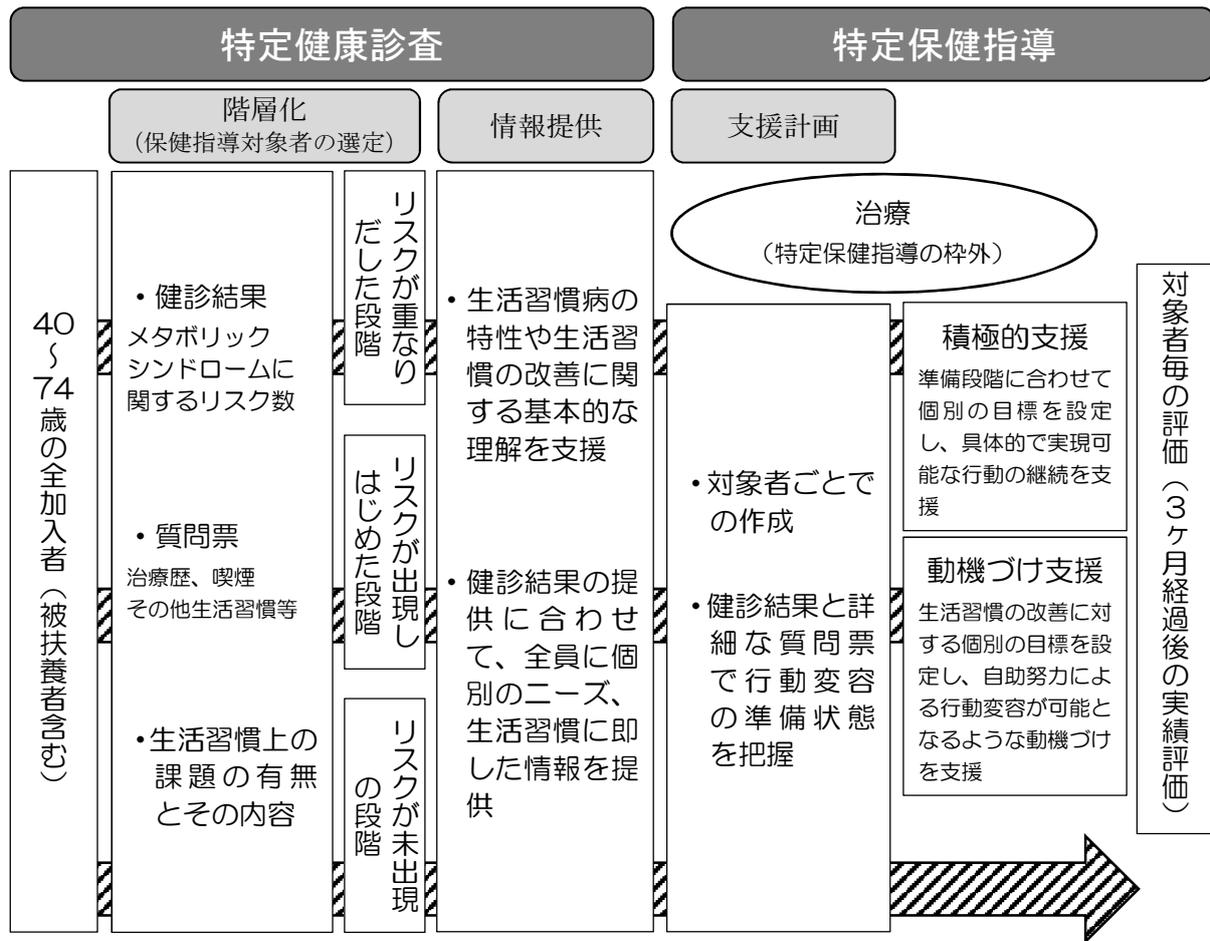
■動機づけ支援

項目	内容
<初回面接> 1人あたり20分以上の個別支援。	特定健康診査の結果に基づき選定を行い、動機づけ支援と判定された人に対して、面接による支援を原則1回行う。
<3ヶ月経過後の評価> 面接または電話、手紙等の通信手段を利用して実施。	保健師、管理栄養士等による面接のもと、喫煙習慣や運動習慣・食習慣・休養習慣等の実践可能な行動目標を具体的に設定し、生活習慣の行動変容を支援する。

■積極的支援

項目	内容
<初回面接> 1人あたり20分以上の個別支援。	特定健康診査の結果に基づき選定を行い、積極的支援と判定された人に対して、初回時に面接を行い、自分の身体に起こっている変化を理解し、生活習慣改善の必要性が実感できるような働きかけを行う。
<3ヶ月以上の継続支援> 個別支援、電話、手紙等の通信手段を組み合わせる。	保健師、管理栄養士等による面接のもと、喫煙習慣や運動習慣・食習慣・休養習慣等の実践可能な行動目標を具体的に設定し、生活習慣の行動変容を支援する。
<3ヶ月または6ヶ月経過後の評価> 面接または電話、手紙等の通信手段を利用して実施。	

■ 特定健康診査から特定保健指導の流れ

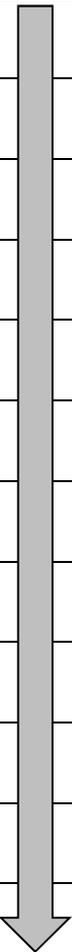
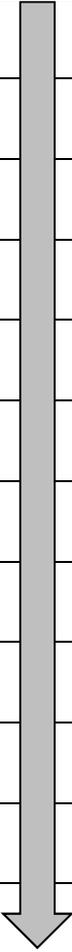
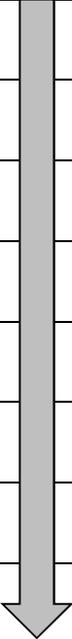
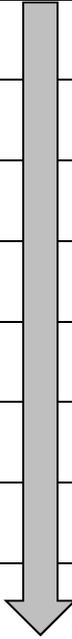
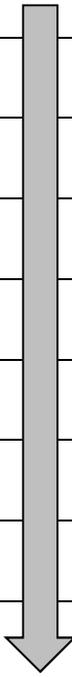


5. 外部委託基準について

「高齢者の医療の確保に関する法律 第28条」及び「実施基準 第16条第1項」に関する「特定健康診査の外部委託に関する基準(厚生労働省告示 第1)」「特定保健指導の外部委託に関する基準(厚生労働省告示 第2)」を遵守するとともに、特定健康診査、特定保健指導の質が安定的に確保できるよう審査・選定を行います。

6節 実施スケジュール

特定健康診査は6月に受診券を一斉発送し、集団健診、個別健診ともに2月まで健診期間を設けています。特定保健指導は、「動機づけ支援」「積極的支援」とともに4月から3月まで通年で実施しています。

	特定健診			特定保健指導		
	集団A	集団B	個別	動機づけ支援	積極的支援	
4月						
5月						
6月	受診券一斉発送					
7月						
8月						
9月						
10月						
11月						
12月						
1月						
2月						
3月						

第5章 個人情報保護

本計画における個人情報の取り扱いは、「高砂市個人情報保護条例」によることとします。

1 節 特定健康診査等のデータの管理及び保存について

特定健康診査・特定保健指導結果のデータは電子的標準様式により管理保管します。データの保存は原則5年とし、保存期間経過後適切に破棄します。

また、他の医療保険（社会保険等）に異動する等で被保険者でなくなった場合は、当該医療保険者の求めに応じて被保険者が提出すべきデータを被保険者に提供します。

2 節 事業主健診等他の健診データの受領について

他の医療保険者や事業主健診等の異動等に伴う健診・保健指導の情報提供については、必ず本人の同意を得たうえで行います。また、情報提供の授受は国が示す標準様式により電子データで行います。

第6章 計画の公表・周知、評価

1 節 計画の公表・周知

本計画は全編ホームページに掲載し、住民に対し周知します。

なお、必要に応じて本計画の内の一部を「高齢者の医療の確保に関する法律 第19条」に定める「特定健康診査等実施計画」として、単独で公表する場合があります。

また、生活習慣病の予防対策を推進するため保健センターと連携し、情報提供や普及啓発を進め、特定健康診査の必要性について理解を深めていきます。

2 節 計画の評価

医療費の状況、特定健康診査の受診率、特定保健指導の実施率、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率等について客観的に評価します。

3 節 計画の見直し

計画の見直しについては毎年度目標の達成状況を評価し、必要に応じて見直しを行うものとしします。

高砂市

国民健康保険第2期データヘルス計画
及び第3期特定健康診査等実施計画

発行：高砂市

編集：高砂市健康文化部健康市民室国保医療課

住所：高砂市荒井町千鳥1丁目1-1

電話：079-443-9020

FAX：079-444-0013
